

令和7年度高知県処遇改善加算取得促進支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県処遇改善加算取得促進支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助目的及び補助対象事業）

第2条 県は、介護人材等の処遇の改善を図るため、別表第1に定める法人（以下「補助事業者」という。）が、介護職員等処遇改善加算（以下「加算」という。）の取得及びより上位の区分の加算取得に必要な就業規則の見直し等を行う事業（以下「補助対象事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助対象経費、補助率及び補助額の範囲）

第3条 補助基準額、補助対象経費及び補助率は、別表第2に定めるとおりとし、同表の補助基準額欄に定める額と同表の補助対象経費欄に定める額から寄附金その他収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に同表の補助率を乗じて得た額を補助額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付の申請）

第4条 補助事業の実施主体（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助金の交付の決定）

第5条 知事は、前条の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

（補助金の交付の決定の取消し及び返還）

第6条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

- （1） 補助事業が完成しないとき又は補助事業の実施が不適當であると認められるとき。
- （2） 補助事業者が規則又はこの要綱の規定に違反したとき。
- （3） 補助事業者が別表第3に掲げるいずれかに該当すると認められるとき。

（補助の条件）

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 補助金を交付の目的に反して使用してはならないこと。
- （2） 補助事業の内容の変更（中止及び廃止を含む。）をする場合は、事前に別記第2号様式による補助事業変更（中止・廃止）承認申請書を1通提出して、知事の承認を受けなければならないこと。ただし、事業費の20パーセント以内の軽微な減額変更については、この限りでない。

- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業の遂行上、必要があると認めて知事が指示した事項については、これを遵守しなければならないこと。
- (5) 補助事業者は、補助事業の収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整理し、補助事業の完了後の翌年度から5年間保管しなければならないこと。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。
- (7) 補助事業の実施に当たっては、別表第3に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (8) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (9) 県税の滞納がないこと。

(実績報告等)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第3号様式による補助事業実績報告書を補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の翌年度の4月15日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

- 2 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合であって、前項の実績報告書の提出に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合であって、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した補助事業者にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第4号様式による消費税仕入控除税額等報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第9条 知事は、前条第1項の規定による報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを検査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定する。

- 2 前項により確定した額が交付決定額と相違する場合には、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき額を確定した後に交付するものとする。

(報告等)

第11条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(情報の開示)

第12条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があつた場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 5 月 12 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 8 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 6 条、第 7 条第 5 号及び第 6 号、第 8 条第 3 項、第 11 条並びに第 12 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第2条関係）

補助事業者
介護保険法に基づく介護サービスを提供する法人のうち、以下のいずれかに該当する者
1 加算が未取得である法人
2 令和7年度中に職場環境等要件の整備に対応することを誓約して加算を取得している法人
3 介護人材確保・職場環境改善等事業の申請を行うことにより、令和7年度における職場環境等要件に係る適用を猶予されて加算を取得している法人
4 令和7年度中にキャリアパス要件の整備に対応することを誓約して加算を取得している法人
5 加算を取得しており、より上位の区分の加算取得を目指す法人

別表第2（第3条関係）

補助基準額	補助対象経費	補助率
1 法人当たり 10 万円	補助事業の実施に必要な次に掲げる経費 ・報償費 ・委託料 ただし、令和7年度の加算取得に当たり新たに発生する経費を支援するものであることから、新たな契約等による、加算の取得に向けた賃金規定の整備や加算取得までの助言に係る委託料等を対象とし、加算の申請行為に要する費用は対象外とする。	10 分の 10

別表第3（第5条―第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。